

◎電波法の一部を改正する法律

(平成二十三年六月一日法律第六〇号)

一、提案理由(平成二十三年四月二〇日・参議院総務委員会)

○国務大臣(片山善博君) 電波法の一部を改正する法律案、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案及び電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案の提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、電波法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国のあらゆる社会経済活動の基盤となる電波の有効利用を促進する観点から、電波利用料の適正性を確保するためその料額を改定するとともに、周波数の再編を迅速に行うことを可能とするため特定基地局の開設計画の認定に関する所要の措置を講ずる等の必要があります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、電波利用料について、電波法附則第十四項の規定に

電波法の一部を改正する法律

基づき、三年ごとにその適正性の確保の観点から見直すこととされており、電波利用共益費用及び無線局の開設計況の見込みを勘案して、その料額を改定することとしております。

第二に、携帯電話基地局等の特定基地局を新規に開設しようとする者が既存の無線局の周波数変更等に要する費用を負担することによって早期に特定基地局の開設ができるよう、当該費用の負担に関する事項を開設計針の規定事項及び開設計画の記載事項に追加することとしております。

以上のほか、所要の規定の整備を行うこととしております。なお、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしておりますが、広域専用電波を使用して放送をする無線局に係る電波利用料の料額の設定に関する改正規定等は公布の日から、特定基地局の開設計画の認定に関する改正規定等は公布の日から起算して三か月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

.....(略).....

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

二、参議院総務委員長報告(平成二三年四月二〇日)

○那谷屋正義君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、電波法の一部を改正する法律案は、電波の有効利用を促進する観点から、電波利用料の適正性を確保するためその料額を改定するとともに、周波数の再編を迅速に行うことを可能とするため携帯電話等の特定基地局の開設計画の認定に関する所要の措置等を行おうとするものであります。

(略)

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、周波数オークションに対する総務省の立場、N T T東西の機能分離を行うメリット・デメリット、光の道構想の目的・効果、災害に強い情報通信インフラの必要性等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山下芳生委員より事業法及びN T T法改正案及び基盤法改正案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、電波法改正案は全会一致をもって、事業法及びN T T法改正案及び基盤法改正案はそれぞれ

れ多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三法律案に対し五項目から成る附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二三年四月一九日)

(電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(平二三法五八)の附帯決議と一括して掲載)

三、衆議院総務委員長報告(平成二三年五月二六日)

○原口一博君 ただいま議題となりました各法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、電波法の一部を改正する法律案は、電波の有効利用を促進する観点から、電波利用料の適正性を確保するためその料額を改定するとともに、周波数の再編を迅速に行うことを可能とするため特定基地局の開設計画の認定に関する所要の措置を講じようとするものであります。

(略)

以上の三法律案は、参議院先議に係るもので、去る十八日本委員会に付託され、翌十九日片山総務大臣から提案理由の説明を聴取し、二十四日、質疑を行い、討論、採決の結果、電波法の一部を改正する法律案は全会一致をもって、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案及び電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案は賛成多数をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、三法律案に対し附帯決議が付されました。
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十三年五月二十四日)

(電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(平二三法五八)の附帯決議と一括して掲載)